

○文化庁告示第八十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七の規定に基づき、同号に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるものを次のように定める。

令和三年十二月二十四日

文化庁長官 都倉 俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものについては、同法第九十四条の三第一項又は第九十六条の三第一項の場合に限る。

一 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第三号に規定する衛星一般放送（ラジオ放送に限る。）に係る放送番組又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二百二十六条第一項に規定する有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送に係る有線放送番組であつて、当該放送番組又は有線放送番組における商業用レコードを用いたラジオ放送又は有線ラ

ジオ放送の時間が毎正時からの一時間の半分を超えるものの自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下同じ。）

二 放送法施行規則別表第五号（注）十に規定するコミュニティ放送に係る放送番組（当該放送番組が放送される区域に密着した行政情報、タウン情報、交通情報及び観光情報その他の情報に関するものを除く。）であつて、当該放送番組における商業用レコードを用いた放送の時間が当該放送番組の開始から終了までの時間の半分を超えるものの自動公衆送信

三 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者以外の者が放送又は有線放送を行う放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。